平成２７年（フ）第６８８号
大阪市住之江区新北島４丁目３番19号
破産者　森本　武志
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７０５号
大阪市東淀川区大桐２丁目１番２号　シャンボール淀川３－402号
破産者　川根　善雄
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９５７号
大阪市東淀川区菅原４丁目10番32－401号、申立時の住所大阪市城東区永田２丁目６番12号
破産者　畑　かほる
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９７０号
大阪府大東市諸福６丁目２番07号　宏和マンション１号館102号
破産者　髙井　理絵
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０００号
大阪市浪速区稲荷２丁目７番１－303号
破産者　南　　眞弓
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７号
堺市西区鳳中町９丁８番地６　鳳グリーンヒル101号、前住所堺市北区東上野芝町２丁548番地２
破産者　カットスタジオヒーロー21こと　池上　廣光
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１４４号
大阪府羽曳野市通法寺49番地の２
破産者　野口　憲一
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８７８号
埼玉県三郷市新和４－325－２　レオパレスミュートス　テセラ307号室、住民票上の住所兵庫県尼崎市神田中通９丁目290番地の４
破産者　鈴木　成治
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３号
神戸市垂水区馬場通５番７－402号、従前の住所神戸市垂水区高丸７丁目８番21－509号
破産者　今井　威彦
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２号
兵庫県伊丹市緑ケ丘１丁目297番地
破産者　先田　秀豊
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第８２号
神戸市西区春日台９丁目11番地の42、従前の住所兵庫県高砂市米田町米田130番地の６
破産者　織田　義隆
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第８３号
神戸市西区春日台９丁目11番地の42、従前の住所兵庫県高砂市米田町米田130番地の６
破産者　織田ノリ子
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４３号
福岡県久留米市日ノ出町23番地　ＰＬＥＡＳＴ日の出町105号
破産者　井上　光年
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第５１５号
北九州市小倉南区沼本町１丁目８番26－102号
破産者　並木　　裕
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１１９号
北九州市八幡西区町上津役西４丁目４番21号202号
破産者　大和聡友子（旧姓木村）
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５５１号
熊本市北区楠野町621番地、前住所福岡市中央区桜坂３丁目９番８号
破産者　惠口　勝起
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１１５号
熊本市中央区水前寺３丁目34－10－808号、住民票上の住所熊本市西区春日３丁目24番９号　サンハイツタンゴ201号
破産者　榎田　圭佑
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２２号
鹿児島県鹿児島市紫原７丁目６番16号　七丁目ハイツ302号
破産者　永田　　洋
1　決定年月日　平成27年６月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係